

堺市公報 第355号	令和7年3月21日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】 2
- 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】 5
- 堺市旅館業法施行細則及び堺市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
【健康福祉局保健所環境薬務課】 5

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 8
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 8

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】 10
- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】 11
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 25

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】…………… 25

規 則

堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第7号

堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成3年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）」を「次条第1項本文及び第2項本文に規定する職員」に改め、同項第1号中「100分の107.5超100分の112.5」を「100分の105超100分の110」に、「100分の127.5超100分の137.5」を「100分の125超100分の135」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第21条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）」を加え、同項第1号中「100分の51.25超100分の53.75」を「100分の50超100分の52.5」に、「100分の61.25超100分の66.25」を「100分の60超100分の65」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定任期付職員（堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例

第8号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。)の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。ただし、市長は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5超100分の92.5以下

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の87.5

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5未満

別表中「(平成16年条例第8号)」を削る。

(堺市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成11年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務」の次に「等で市長が認めるもの」を加える。

第3条第2項を削り、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第21条の3第3項の規則で定める勤務は、同条第1項に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条に次の1項を加える。

- 5 条例第21条の3第2項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第1項の規定による勤務をした場合は、市長が別に定める基準により、同項又は同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

附則第6項中「第3条第1項」を「第3条第2項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

(堺市職員の扶養手当に関する規則の一部改正)

第3条 堺市職員の扶養手当に関する規則(平成25年規則第117号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(令和6年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条の2中「条例第16条第1項ただし書の」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第41号)附則第4項の規定により読み替えられた条例(以下「読替え後の条例」という。)」第16条第1項ただし書に規定する職務の級が行政職給料表の8級に相当するものとして」と、第2条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第2条の2中「条例第16条第3項の」とあるのは「読替え後の条例第16条第1項ただし書に規定する職務の級が行政職給料表の7級に相当するものとして」と、第3条及び第5条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(堺市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第4条 堺市職員の住居手当に関する規則(平成25年規則第118号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第16条に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。))で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。))」を削る。

第4条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))で、同規則第5条第2項第3号」を「で、同項第3号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和6年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条中「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。))で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第41号)附則第4項の規定により読み替えられた条例第16条第2項」と、「配偶者、」とあるのは「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。))、」とする。

(堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則の一部改正)

第5条 堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則(平成25年規則第153号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第21条第1項」を「並びに第21条第1項及び第2項」に改め、同条第2号中「及び第21条第1項第1号」を「並びに第21条第1項第1号及び第2項第1号」に改め、同条第3号中「及び第21条第1項第2号」を「並びに第21条第1項第2号及び第2項第2号」に改め、同条第4号中「及び第21条第1項第3号」を「並びに第21条第1項第3号及び第2項第3号」に改める。

第11条中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正)

第6条 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則(令和5年規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第3条第1項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第8号

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の  
一部を改正する規則

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号中「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市旅館業法施行細則及び堺市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第9号

堺市旅館業法施行細則及び堺市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

（堺市旅館業法施行細則の一部改正）

第1条 堺市旅館業法施行細則（昭和55年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

（堺市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第2条 堺市公衆浴場法施行細則（昭和55年規則第29号）の一部を次のように改正す

る。

第11条第1項第3号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
ドクトル薬局美原店	堺市美原区大保14-15	薬局	令和7年3月1日
リッケア訪問薬局 鳳ラボ	堺市西区鳳西町1丁72-10	薬局	令和7年3月1日
さんば訪問看護ステーション	堺市中区陶器北1137番地	訪問看護	令和7年3月1日
ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町東4丁1-1 阪南ビル301	訪問看護	令和7年3月1日

堺市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	整形外科に関する医療	令和7年3月1日
社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
医療法人統貴会 泉北クリニック	堺市南区土佐屋台1567	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
社会医療法人頌徳会 日野クリニック	堺市中区深井中町1248	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
医療法人好輝会 梶本クリニック分院	堺市北区中百舌鳥町4丁615-1	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
柿原クリニック	堺市西区浜寺公園町1-12-10	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
医療法人恵泉会 堺平成病院	堺市中区深井沢町6番地13	腎臓に関する医療	令和7年3月1日
アツミ薬局	堺市東区日置荘西町1-15-22	薬局	令和7年3月1日
おはな薬局	堺市中区深井沢町3140番地	薬局	令和7年3月1日
どんぐり薬局 なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2丁8	薬局	令和7年3月1日

ナンバーワン薬局	堺市南区御池台3丁1-17	薬局	令和7年3月1日
オリーブ薬局	堺市東区北野田615-7	薬局	令和7年3月1日
ツクノ薬局	堺市西区津久野町1-1-1	薬局	令和7年3月1日
ココカラファイン薬局 上野芝薬市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友薬市堺上野芝店内	薬局	令和7年3月1日
くすのき薬局	堺市堺区緑ヶ丘南町3-2-18	薬局	令和7年3月1日

堺市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
医療法人良秀会 泉北 藤井病院	堺市南区泉田中3100-19	腎臓に関する 医療	令和7年3月1日
医療法人良秀会 津久 野藤井クリニック	堺市西区神野町3-2-28	腎臓に関する 医療	令和7年3月1日

堺市告示第111号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
柴田 将伍	整形外科	肢体不自由	社会医療法人ペ ガサス 馬場記 念病院	堺市西区浜 寺船尾町東 4丁244番地	令和7年3月 1日
稲葉 陽一 郎	整形外科	肢体不自由	社会医療法人啓 仁会 堺咲花病 院	堺市南区原 山台2丁7 番1号	令和7年3月 1日
池田 将吾	整形外科	肢体不自由	地方独立行政法 人堺市立病院機 構 堺市立総合 医療センター	堺市西区家 原寺町1丁 1番1号	令和7年3月 1日
中嶋 望	整形外科	肢体不自由	地方独立行政法 人堺市立病院機 構 堺市立総合 医療センター	堺市西区家 原寺町1丁 1番1号	令和7年3月 1日
坂本 竜司	脳神経外科	肢体不自由	一般社団法人飛 信会 ふくろう クリニック	堺市堺区向 陵西町4丁1 2番21号	令和7年3月 1日
石田 響	整形外科	肢体不自由	医療法人銀杏会 銀杏会クリ ニック	堺市南区原 山台5丁9 番5号 ア クロスモー ル泉北2階	令和7年3月 1日
香山 侑弘	泌尿器科	じん臓機能 障害、ぼう こう又は直 腸機能障害	社会医療法人生 長会 ベルラン ド総合病院	堺市中区東 山500番地の 3	令和7年3月 1日
呉 偉俊	泌尿器科	ぼうこう又 は直腸機能 障害	社会医療法人生 長会 ベルラン ド総合病院	堺市中区東 山500番地の 3	令和7年3月 1日

公 告

堺市公告第217号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福祉総合情報システム制度改正対応業務（令和7年4月施行分） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年2月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部
部長 村山 栄
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥34,334,720－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第218号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和7年3月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)                    |        | 利用権を設定する農地   |            |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)       |              | 設定する利用権                   |        |          |            |               |                                      |
|------------------------------------|--------|--------------|------------|----------|---------------------|---------------------|--------------|---------------------------|--------|----------|------------|---------------|--------------------------------------|
| 住所                                 | 氏名     | 所在           | 地番         | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                  | 氏名           | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円)     | 借賃の<br>支払い<br>方法                     |
| 堺市北区金岡町7<br>59番地                   | 橋本 保   | 東区八下町1<br>丁  | 97         | 田        | 1,411               | 堺市東区大美野4<br>6番地33   | 計盛 信子<br>外1名 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -             | -                                    |
| 堺市美原区菅生1<br>78番地101                | 杉田 高誠  | 美原区平尾        | 493        | 田        | 823                 | 堺市東区草尾117<br>5番地    | 西尾 充子        | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -             | -                                    |
| 堺市北区金岡町2<br>239番地                  | 芝尾 健   | 北区金岡町        | 2498       | 田        | 604                 | 堺市北区金岡町2<br>428番地   | 谷 一美         | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -             | -                                    |
| 堺市東区高松486<br>番地                    | 谷 好勝   | 東区日置莊原<br>寺町 | 314        | 田        | 833                 | 堺市東区日置莊原<br>寺町549番地 | 北田 仁彦        | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -             | -                                    |
| 堺市南区和田東9<br>54番地3 オース<br>ター1番館302号 | 紀ノ本 正基 | 西区菱木3丁       | 2630-<br>1 | 田        | 820の内<br>554        | 堺市西区菱木3丁<br>2639番地1 | 床山 文彦        | 賃貸借による<br>権利              | 畑として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | 30,000/<br>2筆 | 毎年未<br>までに<br>貸手指<br>定口座<br>に振込<br>み |
|                                    |        | 西区太平寺        | 226-1      | 畑        | 856                 |                     |              |                           |        |          |            |               |                                      |

| 利用権の設定を受ける者(借手)             |       | 利用権を設定する農地 |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)     |              | 設定する利用権                   |            |          |            |           |                  |
|-----------------------------|-------|------------|-------|----------|---------------------|-------------------|--------------|---------------------------|------------|----------|------------|-----------|------------------|
| 住所                          | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名           | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の<br>支払い<br>方法 |
| 堺市南区晴美台4<br>丁3番5号           | 桐井 直子 | 南区泉田中      | 527   | 田        | 115                 | 堺市南区泉田中5<br>46番地  | 川西 一男        | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
|                             |       |            | 528   | 田        | 366                 |                   |              |                           |            |          |            |           |                  |
|                             |       |            | 529   | 田        | 165                 |                   |              |                           |            |          |            |           |                  |
|                             |       |            | 530   | 田        | 119                 |                   |              |                           |            |          |            |           |                  |
|                             |       |            | 531   | 田        | 284                 |                   |              |                           |            |          |            |           |                  |
| 堺市南区稲葉2丁<br>1737番地          | 寺山 久  | 南区大庭寺      | 166-2 | 田        | 876                 | 堺市南区和田486<br>番地9  | 川崎 憲司<br>外3名 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 堺市南区稲葉2丁<br>1737番地          | 寺山 久  | 南区大庭寺      | 23-1  | 田        | 1,457               | 堺市南区小代206<br>番地1  | 大仲 茂樹        | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 大阪市住之江区<br>西住之江2丁目6<br>番23号 | 萬野 敦弘 | 北区中村町      | 122   | 畑        | 955                 | 堺市北区中村町2<br>20番地1 | 山内 智恵子       | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |

| 利用権の設定を受ける者(借手)              |       | 利用権を設定する農地 |              |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |       | 設定する利用権                   |        |          |            |           |                  |
|------------------------------|-------|------------|--------------|----------|---------------------|------------------|-------|---------------------------|--------|----------|------------|-----------|------------------|
| 住所                           | 氏名    | 所在         | 地番           | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の<br>支払い<br>方法 |
| 堺市東区高松227番地2 シティパーク北野田714号   | 明地 克博 | 北区野遠町      | 224-3        | 田        | 191                 | 堺市美原区今井452番地     | 柳下 文彦 | 使用貸借による権利                 | 畑として利用 | 令和7年5月1日 | 令和11年1月31日 | -         | -                |
| 堺市北区金岡町2239番地                | 芝尾 健  | 北区金岡町      | 2472-1       | 田        | 575                 | 堺市北区金岡町776番地     | 花澤 勉  | 使用貸借による権利                 | 畑として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 堺市北区金岡町2239番地                | 芝尾 健  | 北区金岡町      | 2515-2       | 田        | 697                 | 堺市堺区向陵中町4丁1番25号  | 播磨 順一 | 使用貸借による権利                 | 田として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 堺市中区土師町2丁11番20号              | 岡田 博司 | 東区北野田      | 796          | 田        | 952                 | 堺市中区福田580番地1     | 福井 保  | 使用貸借による権利                 | 畑として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 堺市東区草尾461番地1                 | 池野 真妃 | 東区草尾       | 466<br>467-2 | 畑<br>畑   | 942<br>239          | 大阪狭山市山本東604番地の1  | 池野 敏彦 | 使用貸借による権利                 | 畑として利用 | 令和7年5月1日 | 令和10年4月30日 | -         | -                |
| 堺市北区金岡町3017番地1 メゾンアルルS203号   | 藤生 大成 | 北区金岡町      | 2078-1       | 田        | 554                 | 堺市北区金岡町2229番地    | 藤岡 知子 | 使用貸借による権利<br>(解除条件付)      | 畑として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |
| 堺市北区中百舌鳥町6丁1040番地53 コート裏303号 | 巽 嘉弘  | 北区中村町      | 83-7<br>83-8 | 田<br>田   | 1,090<br>958        | 南河内郡河南町大字東山774番地 | 牧山 淳子 | 使用貸借による権利                 | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |

| 利用権の設定を受ける者(借手)               |               | 利用権を設定する農地 |        |      |                         | 利用権を設定する者(貸手)      |               | 設定する利用権              |        |          |            |       |          |
|-------------------------------|---------------|------------|--------|------|-------------------------|--------------------|---------------|----------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所                            | 氏名            | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(㎡)                   | 住所                 | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項    | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市北区中百舌鳥町6丁目1040番地53 コート異303号 | 異 嘉弘          | 北区中村町      | 173    | 田    | 1,345                   | 東京都練馬区下石神井5丁目5番3号  | 山内 一浩         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |
| 堺市北区中村町229番地18                | 石崎 渉          | 北区中村町      | 208    | 田    | 1,477                   | 堺市北区長曽根町580番地      | 今野 定明         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |
| 堺市北区八下北4番51号                  | 石崎 隆則         | 北区野遠町      | 470    | 田    | 1,636                   | 堺市北区野遠町595番地       | 西野 静子         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |
| 堺市北区北花田町4丁目94番地14             | はじめクリエイト 株式会社 | 北区野遠町      | 441    | 田    | 1,054                   | 堺市北区野遠町276番地       | 西野 真弓<br>外2名  | 使用貸借による権利<br>(解除条件付) | 畑として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |
|                               |               |            | 474    | 田    | 1,206の<br>内<br>1,158.57 |                    |               |                      |        |          |            |       |          |
| 堺市東区高松486番地                   | 谷 好勝          | 東区北野田      | 922    | 田    | 1,140                   | 大阪狭山市東野西2丁目844番地の1 | 山口 幸作         | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |
|                               |               |            | 923    | 田    | 1,166                   |                    |               |                      |        |          |            |       |          |
| 堺市美原区大饗53番地1 コンフォースMIYA101号   | 松本 純也         | 美原区菅生      | 1166-1 | 田    | 1,611                   | 堺市美原区菅生1479番地      | 北中 美知子<br>外1名 | 使用貸借による権利            | 田として利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -     | -        |



| 利用権の設定を受ける者(借手)                     |       | 利用権を設定する農地  |      |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)          |        | 設定する利用権                   |            |          |            |           |                  |
|-------------------------------------|-------|-------------|------|----------|---------------------|------------------------|--------|---------------------------|------------|----------|------------|-----------|------------------|
| 住所                                  | 氏名    | 所在          | 地番   | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                     | 氏名     | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の<br>支払い<br>方法 |
| 堺市美原区大饗5<br>3番地1 コンフォ<br>ースM1YA101号 | 松本 純也 | 美原区菅生       | 1606 | 田        | 932                 | 堺市美原区菅生1<br>009番地      | 北井 宏次  | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |
|                                     |       |             | 1607 | 田        | 52                  |                        |        |                           |            |          |            |           |                  |
|                                     |       |             | 1608 | 田        | 1,114               |                        |        |                           |            |          |            |           |                  |
| 堺市美原区大饗5<br>3番地1 コンフォ<br>ースM1YA101号 | 松本 純也 | 美原区石原       | 575  | 田        | 1,127               | 堺市堺区中三国ヶ<br>丘町3丁2番18号  | 原田 立夫  | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |
| 堺市美原区大饗5<br>3番地1 コンフォ<br>ースM1YA101号 | 松本 純也 | 東区八下町2<br>丁 | 111  | 田        | 485                 | 大阪市住吉区長居<br>東1丁目11番14号 | 原田 進   | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |
| 堺市北区中百舌<br>鳥町1丁73番地7                | 脇田 順子 | 西区太平寺       | 391  | 畑        | 290                 | 堺市西区太平寺5<br>36番地       | 隅谷 千代美 | 使用貸借によ<br>る権利<br>(解除条件付)  | 畑とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |
| 堺市中区土師町3<br>丁33番10号                 | 植田 幸大 | 中区深阪1丁      | 1066 | 田        | 1,249               | 堺市南区竹城台4<br>丁8番5号      | 角谷 良太  | 使用貸借によ<br>る権利<br>(解除条件付)  | 田とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和10年3月31日 | -         | -                |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |        | 利用権を設定する農地 |      |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |       | 設定する利用権                   |            |          |            |                |                                                          |
|-------------------|--------|------------|------|----------|---------------------|------------------|-------|---------------------------|------------|----------|------------|----------------|----------------------------------------------------------|
| 住所                | 氏名     | 所在         | 地番   | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円)      | 借賃の<br>支払い<br>方法                                         |
| 堺市南区三原台4<br>丁3番2号 | 原 株式会社 | 南区別所       | 1451 | 田        | 251                 | 堺市南区別所109<br>1番地 | 北本 規雄 | 賃貸借による<br>権利<br>(解除条件付)   | 畑とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和17年3月31日 | 41,801/<br>10筆 | 毎<br>年<br>末<br>ま<br>で<br>に<br>貸<br>手<br>宅<br>へ<br>持<br>参 |
|                   |        |            | 1452 | 田        | 155                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1453 | 田        | 300                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1454 | 田        | 99                  |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1455 | 畑        | 142の内<br>97         |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1459 | 畑        | 489の内<br>428.70     |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1460 | 田        | 519                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1463 | 田        | 528                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1464 | 田        | 112                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |
|                   |        |            | 1465 | 田        | 297                 |                  |       |                           |            |          |            |                |                                                          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |        | 利用権を設定する農地 |             |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)      |       | 設定する利用権                   |            |          |            |                |                                      |
|-------------------|--------|------------|-------------|----------|---------------------|--------------------|-------|---------------------------|------------|----------|------------|----------------|--------------------------------------|
| 住所                | 氏名     | 所在         | 地番          | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                 | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円)      | 借賃の<br>支払い<br>方法                     |
| 堺市南区三原台4<br>丁3番2号 | 原 株式会社 | 南区別所       | 1461        | 田        | 436                 | 堺市南区若松台3<br>丁30番5号 | 葛城 宗人 | 賃貸借による<br>権利<br>(解除条件付)   | 畑とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和17年3月31日 | 12,780/<br>2筆  | 毎年末<br>までに<br>貸手指<br>定口座<br>に振込<br>み |
|                   |        |            | 1462        | 田        | 416                 |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
| 堺市南区三原台4<br>丁3番2号 | 原 株式会社 | 南区別所       | 1557-<br>1  | 畑        | 4,519               | 和泉市国分町808<br>番地    | 藤坂 肇  | 賃貸借による<br>権利<br>(解除条件付)   | 畑とし<br>て利用 | 令和7年4月1日 | 令和17年3月31日 | 619,800<br>/8筆 | 毎年末<br>までに<br>貸手指<br>定口座<br>に振込<br>み |
|                   |        |            | 1559-<br>13 | 畑        | 9,160               |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>18 | 畑        | 17,838              |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>21 | 畑        | 1,963               |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>22 | 畑        | 3,444               |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>24 | 畑        | 188                 |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>25 | 畑        | 568                 |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |
|                   |        |            | 1559-<br>41 | 畑        | 3,656               |                    |       |                           |            |          |            |                |                                      |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |         |      |              | 利用権を設定する者(貸手)  |       | 設定する利用権           |        |          |            |            |                  |
|-----------------|--------|------------|---------|------|--------------|----------------|-------|-------------------|--------|----------|------------|------------|------------------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番      | 現況地目 | 地積(㎡)        | 住所             | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円)      | 借賃の支払い方法         |
| 堺市南区三原台4丁3番2号   | 原 株式会社 | 南区別所       | 1559-1  | 畑    | 3,477        | 和泉市国分町808番地    | 藤坂 肇  | 賃貸借による権利(解除条件付)   | 畑として利用 | 令和7年4月1日 | 令和17年3月31日 | -          | -                |
|                 |        |            | 1559-28 | 畑    | 532          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1559-29 | 畑    | 264          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1559-30 | 畑    | 370          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
| 堺市南区三原台4丁3番2号   | 原 株式会社 | 南区別所       | 1436-1  | 田    | 333          | 堺市南区若松台3丁4番12号 | 藤坂 敏基 | 賃貸借による権利(解除条件付)   | 畑として利用 | 令和7年4月1日 | 令和17年3月31日 | 213,300/6筆 | 毎年末までに貸手指定口座に振込み |
|                 |        |            | 1437-1  | 田    | 290          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1438-1  | 田    | 482          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1439-1  | 田    | 429          |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1559-43 | 畑    | 9,917        |                |       |                   |        |          |            |            |                  |
|                 |        |            | 1559-45 | 畑    | 4,760/内3,769 |                |       |                   |        |          |            |            |                  |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃 貸 借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~


堺市公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区日置荘原寺町457番1及び457番5の各一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区日置荘原寺町457番地5
吉田 和美

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月21日

堺市農業委員会
会長 北 尻 芳 孝

[日時]

令和7年3月27日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

議案第74号 令和7年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第75号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

議案第76号 堺市農業委員会に関する規程の一部改正について

議案第77号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する取扱いについて

議案第78号 地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部の委任
に関する協議について

議案第79号 事務局職員の人事発令について